

五城目町耐震改修促進計画

(第2期計画)

[令和3年度～令和7年度]

令和3年3月作成

五 城 目 町 建 設 課

◎沿革

[illegible]

目 次

1. 計画の概要

(1) 計画の背景	1
(2) 計画の目的	1
(3) 計画の位置付け	2

2. 五城目町で想定される地震の規模及び被害の状況

(1) 想定される地震の規模	3
(2) 想定される被害の状況	3
(3) 地震災害に対する積雪の影響	4

3. 住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標

(1) 住宅の耐震化の現状と目標	7
(2) 公共建造物の耐震化の現状と目標	7

4. 住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

(1) 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針	9
(2) 民間木造住宅の耐震化の促進を図るための支援策	9
(3) 公共建築物の耐震化の促進	11
(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定	11
(5) 緊急輸送道路の沿道の建築物の耐震化について	13

5. 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

(1) 地震防災マップの作成・公表	14
(2) 相談体制の整備および情報提供の充実	14
(3) 耐震診断および耐震改修の技術者の情報提供	14
(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導	14
(5) 家具等の転倒防止策の推進	14
(6) 町内会等との連携策・取り組み支援	15

6. その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 建築関係団体による協議会の設置	15
(2) その他	15

1. 計画の概要

(1) 計画の背景

平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大地震は、戦後初めて大都市を直撃した激震であり、大規模な都市災害が発生し、多くの建築物に被害が生じ、多数の貴重な人命が失なわれるという凄まじい自然の破壊力を見せつけました。

この震災の建築物の被害状況において、特に昭和56年の建築基準法改正による「新耐震設計法^{※1}」以前の建築物の被害が顕著であったことから、国民の生命、身体及び財産の保護を目的とし、建築物の耐震改修を円滑に推進するために「建築物の耐震改修の推進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）（平成7年法律第123号）」が平成7年10月27日に公布され、同年12月25日より施行されました。

平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。また、東海地震・東南海・南海地震及び首都直下地震などの発生の切迫性が指摘され、ひとたびそれらの大地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。

そこで国においては、平成18年から10年後（平成27年）に、死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという観点から、住宅及び一定規模以上の建築物の耐震化^{※2}を、現状の75%から90%にすることを目標としました。それを達成するために、耐震改修促進法の改正が平成17年11月7日に公布され、平成18年1月26日より施行されました。これを受けて、秋田県では平成19年3月に「秋田県耐震改修促進計画」（以下「県第1期計画」という。）、平成28年3月に「秋田県耐震改修促進計画（第2期計画）」（以下「県第2期計画」という。）、令和3年3月に「秋田県耐震改修促進計画（第3期計画）」（以下「県第3期計画」）を策定しています。

本町では、昭和58年5月の日本海中部地震以来、大きな地震災害は発生しておりませんが、秋田沖はこれまでに大きな地震が発生していない「地震の空白域」に指摘されています。そこで、本町において、先述の背景と国の基本方針および県第1期計画を踏まえ、「五城目町耐震改修促進計画」（以下「町第1期計画」という。）を平成21年3月に策定、平成28年9月に一部改訂を行い、令和3年3月まで取り組んできました。

町第1期計画において掲げた耐震化率の目標は達成されておりますが、引き続き耐震化に向けた取り組みを実施していく必要があると考え、これまでの計画による取り組みを評価したうえで、令和3年度以降の5カ年を計画期間とする「五城目町耐震改修促進計画（第2期計画）」を新たに策定することとしました。

※1 昭和56年6月1日から施工された建築基準法の構造設計基準のこと。昭和56年以前に建てられたものは、それ以降のものに比べて地震に対する安全性が劣っている場合があると考えられます。

※2 耐震改修、建替え等により、地盤に対する安全性が確認された状態。

(2) 計画の目的

本町では、地震による建築物等の倒壊または損壊により生じる人的被害及び物的被害を防止・軽減させ、町民の安全・安心を確保し、既存建築物等の耐震化の促進を図るため、耐震改修促進法第5

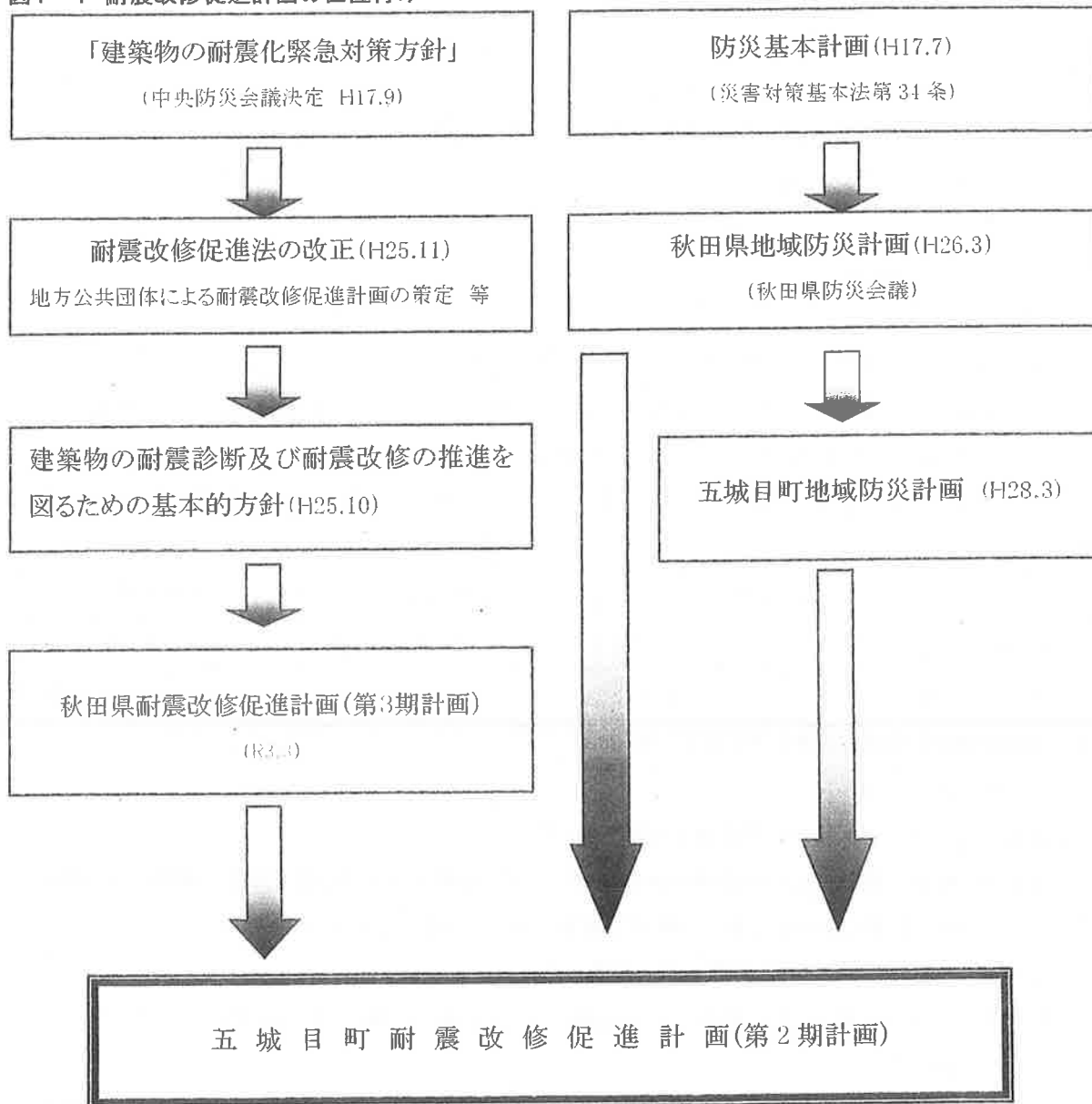
条第7項に基づく「五城目町耐震改修促進計画(第2期計画)」(以下「町第2期計画」という。)を策定します。

なお、本計画の計画期間を、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

(3) 計画の位置付け

「町促進計画」は、国の基本方針に基づき策定された「県第3期計画」(令和3年3月)を勘案して、「五城目町地域防災計画」(以下「町防災計画」という。平成5年3月作成。平成28年3月修正)の基本施策との整合性を図りつつ策定します。

図1-1 耐震改修促進計画の位置付け



2. 五城目町で想定される地震の規模及び被害の状況

(1) 想定される地震の規模

過去に本町周辺で発生した歴史地震で本町に存在する活断層および将来の地震発生に関する学術的知見を集約して「天長地震モデル」を想定地震とし、現代生活の冬の深夜(午前2時)に発生することを想定した被害想定とする。(冬18時に発生した被害の方が大きい場合は、そのデータを一部使用)

天長地震モデル

天長7年(830年)に、秋田市の北5kmを震源として発生したマグニチュード7.0～7.5の地震をモデルとし、本町の直下にも存在する「北口断層(五城目～井川～潟上市)」付近の直下でマグニチュード7.2の地震が発生する場合を想定しました。

(2) 想定される被害の状況

① 建築物の被害の想定

建築物の被害は、振動による被害と液状化による被害を想定しました。

全壊:住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもの

半壊:住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの

表2-1

	現状棟数 (注1)	全壊棟数	半壊棟数
五 城 目 町	8,155	2069 (約 25.4%)	2089 (約 25.6%)
秋 田 県	769,613	26,619 (約 3.4%)	43,005 (約 5.5%)

注1:秋田県地震被害想定調査報告書(平成25年8月)より

② 人的被害の想定

居住人口を対として以下の人的被害を想定しました。

死亡者:地震の震動による構造物の倒壊に伴う圧死、地震火災による焼死など、地震による直接的な影響による死亡者。避難所で体調を崩して病死などは含みません。

重傷者:入院が必要とされる程度のけがを負った人

軽傷者:入院は必要としない程度のけがを負った人(実際の病院で手当を受けるのはこのうち3割)

避難者:地震によって住む家を失ったり、あるいは修復して住めるようになるまで避難所に避難する住民

表2-2

居住人口(注1)	死亡者数	負傷者		避難者数(4日後)
		重傷	軽傷	
11,597	107	119	395	4,466

注1:秋田県地震被害想定調査報告書(平成25年8月)より

(3) 地震災害に対する積雪の影響

前記の被害想定は、積雪による影響を考慮しませんでした。積雪は地震災害に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害する要因となるものと考えられます。多雪区域に指定されている本町においては、地震災害に対する積雪の影響を考慮する必要があります。

(ア) 過去の積雪期の地震被害

過去、本町に影響が及んだ積雪期における地震災害は、以下の2つがあります。

① 天長地震(秋田城の地震)

- i) 発生年月日 天長7年(830年)2月3日
- ii) 震 源 東経140.1度、北緯39.3度(追分西方)
- iii) 規 模 M7.0~7.5
- iv) 被害状況
 - 建物被害 秋田城の城郭・官舎・四天王寺等転倒
 - 人的被害 死亡者15人、負傷者100余人

② 強首地震

- i) 発生年月日 大正3年(1914年)3月15日
- ii) 震 源 東経140.4度、北緯39.3度(大沢郷付近)
- iii) 規 模 M6.4(震度6)
- iv) 被害状況
 - 建物被害 全壊640戸、半壊575戸、一部損壊4,232戸
 - 地震火災 住家3戸(強首2、淀川1)
 - 人的被害 死亡者94人、負傷者314人

(イ) 積雪による被害の拡大

積雪は震災による被害を拡大させ、特に建物被害・人的被害を拡大させる要因となることが想定されます。

① 建物被害の拡大

屋根上の積雪荷重により倒壊家屋が多く発生することが予想されます。

また、1階部分が周囲の積雪により支持され安定していることから、2階部分の被害が多発することも予想されます。

これらの家屋は融雪とともに全壊へ進むものと考えられます。

② 地震火災の拡大

家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、出火件数が増大することが予想されます。

また、各建物は大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想されます。

一方、通常の大火と異なり屋根及び建物の周囲に雪があるため、延焼速度は遅くなると予想されます。

③ 雪崩の発生

地震動により、雪崩が同時多発することが予想されます。特に降雪が多く積雪が不安定の場合は表層雪崩の発生も懸念されます。

④ 人的被害の多発

以上の要因により、家屋や雪崩の下敷き、地震火災による人的被害が増大する恐れがあります。

また、屋根からの落雪や除雪等による雪壁の崩落などにより、歩行者・道路走行中の自動車に被害が及ぶ恐れがあります。

(ウ) 応急対策阻害要因

積雪が震災時の応急対策の実施を阻害し、著しく困難にすることが想定されます。

特に、情報活動・緊急輸送活動・消防救助活動・重要施設の応急復旧活動に重大な支障を及ぼすことが想定されます。

① 情報活動の阻害

道路や通信施設の寸断・復旧の遅延等により山間地では孤立集落が多発することが想定され、また、積雪により被害状況の把握が困難となることが予想されます。

② 緊急輸送活動

積雪時には除雪作業によって、道路上の雪が道路の両側に積み上げられることとなりますが、これらの雪壁は、多雪地や豪雪時においては高さが3mを越えることも珍しくはありません。

これらの雪壁が地震時に各所で崩落し、道路の交通麻痺や人的被害の発生をもたらし、緊急輸送活動を著しく困難にすることが予想されます。

③ 消防活動

消防車の通行障害や消防水利の利用障害等により、消防隊の活動は著しく困難になると予想されます。

④ 救助活動

倒壊家屋が大量に発生することが予想されますが、屋根に積雪があることから、埋没者の発見・救出は非常に難しくなると予想されます。

また、埋没者の救出が遅れた場合には凍死者が発生することと考えられます。

⑤ 重要施設の応急復旧活動

復旧は除雪しないと被害箇所まで到達できないことや、地下埋設管を掘り出せないことなど、

無雪時にはない困難な作業が増えるため、短時間の復旧は極めて困難となることが予想されます。

(エ) 応急対策需要増加要因

罹災者、避難者の生活確保や除雪作業等の面で応急対策需要を増加させることが予想されます。

① 罹災者、避難者の生活確保のための対策

罹災者、避難者の取用施設に対し暖房が必要不可欠であり、暖房器具・燃料等の大量の需要が見込まれます。また、毛布・被服等生活必需品も相当数必要になります。

応急仮設住宅も積雪のため早期着工は不可能であり、避難生活も長期化することが予想され、罹災者、避難者の生活確保のための対策も長期化・大量化することが予想されます。

② 除雪

地震後も降雪が継続した場合、全ての応急対策は毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を雪処理に費やすことになります。

また、通常除雪作業にあたっていた人々の大部分が何らかの形で罹災することとなり、除雪作業員の確保が困難となることも考えられます。



《広報「ごじょうめ」より》

このように、積雪期の地震は通常時の地震と全く異なる様相を示すことから、より長期・多大な地震被害を地域社会に与えるものと予想されます。

3. 住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標

(1) 住宅の耐震化の現状と目標

平成30年の住宅・土地統計調査および国における住宅の耐震化の状況を参考とした場合、本町の住宅について、平成30年度末現在、総数約3,979戸(居住世帯)のうち、約3,310戸(約83.2%)の住宅が耐震性を有していると推計されます。

住宅の耐震化については、令和2年度目標を76%として取り組んで来ましたが、目標を達成している状況です。

現状のペースで耐震化(改築・新築・減失含む)が進んだ場合、令和2年度末時点の耐震性を有している住宅の推計約3,360戸から、令和7年度末時点では推計3,473戸(約89%)になります。

本町では、地震による人的被害および物的被害を軽減するため、耐震性を有している住宅を令和7年度末までに95%とすることを目標とします。

※ 県の目標—95%(県第3期計画 令和3年3月)

表 3-1

令和2年度現状(推計)	令和7年度予想	令和7年度目標
84.8%	89%	95%

(2) 公共建築物の耐震化の現状と目標

公共建築物は、災害時に学校は避難場所等として、病院は災害による負傷者の治療する場所として、庁舎では被害情報収集や災害対策等が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、公共建築物の耐震化を速やかに進める必要があります。

このことから、本町の所有する多数の者が利用する特定建築物^{※2}（以下「町所有特定建築物」という。）の耐震診断および耐震改修を速やかに行う必要があり、施設を利用する町民に対して、耐震性能等について周知を行う必要もあります。

本町においては、公共建築物のうち主要な施設は災害発生時における避難、救護、復旧対策等の防災施設等の拠点となるものであり、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、町所有特定建築物について、当初計画において令和2年度までに100%耐震化することを目標としておりました。

令和2年度末現在、町所有特定建築物の耐震診断の実施状況は、表3-1のとおりであり、耐震性能を有する棟数の占める割合は、学校等、庁舎等ともに100%となっており、目標を達成しております。

なお、対象以外の施設についても、平常時の利用者の安全確保、並びに災害時には避難、救護等の防災拠点施設といった用途等なりうることを考慮し、耐震診断の実施に努め、必要に応じて耐震改修等を実施するなど耐震化を図ります。

※1 県所有特定建築物の目標—100%(県第3期計画 令和3年3月)

※2 この計画における「特定建築物」とは、耐震改修促進法第14条第1項及び第2号による建築物をいい、具体的にはP.8表3-3に示す建築物となります。

表3-2 町所有特定建築物の耐震化の現状

令和3年3月末現在(棟)

	総 数	新耐震 棟 数	旧耐震 棟 数	耐震診断 実施棟数	耐震性が 確認された 棟 数	耐震改修 実施棟数	耐震化率 (b+ e+ f) / a
	a	b	c	d	e	f	
学 校 等 (小学校)	2	2	0	0	0	0	100%
学 校 等 (中学校)	3	3	0	0	0	0	100%
集会所等 (町民センター)	1	0	1	1	0	1	100%
公益建築物 (役場庁舎)	1	0	1	1	1	0	100%
その他 (広域体育館)	1	0	1	1	0	1	100%
計	8	5	3	3	1	2	100%

旧耐震棟数:昭和56年以前に建築された特定建築物

新耐震棟数:昭和57年以降に建築された多数の者が利用する特定建築物と同規模の建築物

※学校については、構造別、用途別に分割される棟ごとで表示しています。

表3-3 特定建築物の一覧

法	用 途		特定建築物の規模要件
耐震改修促進法第14条第1号	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
		上記以外の学校(高校、大学)	階数3以上かつ1,000㎡以上
	体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
	病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上
	展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上
	ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上
	事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上

	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	郵便局、保健所、税務署、その他これに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上
第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 ※詳細は次頁参照	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物

4. 住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

(1) 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。本町は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や費用負担軽減の制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取り組み方針とします。

(2) 民間木造住宅の耐震化の促進を図るための支援策

木造住宅の耐震化は、所有者等の責任において実施すべきことですが、耐震診断および耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であり、相当の費用が必要となります。そのため、耐震化を促進するうえでは、所有者等の費用負担の軽減を図る方策が有効であります。

① 耐震診断および耐震改修に対する補助制度

本町は、耐震化率の目標を達成するため、昭和56年5月以前に建築された木造戸建住宅について、国の「住宅・建築物耐震改修等事業」等を活用した耐震診断および耐震

改修に対する補助制度を創設しました。

② 耐震改修促進税制の活用

建築物の耐震化を促進するための施策として、平成18年度の税制改正により「住宅・建築物に係る耐震改修促進税制」が創設されました。これは、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物の耐震改修を行った個人および法人が受けることができる特別控除や減額措置、特別償却等の措置を定めたものです。

ア 所得税の投資型減税(住宅ローンの借り入れの有無に関わらず利用可)

旧耐震基準(昭和56年5月31日以前の耐震基準)により建築された住宅を現行の耐震基準(昭和56年6月1日以降の耐震基準)に適合させる耐震改修を行った場合、当該耐震改修に係る標準的な工事費用相当額(上限250万円)の10%がその年分の所得税額から控除されます。

(適用期限:令和3年12月31日)

イ 住宅に係る固定資産税の減額

一定の耐震改修工事を行った場合、工事完了年の翌年度分の固定資産税が減額されます。

(適用期限:令和4年3月31日)

③ 地震保険の活用

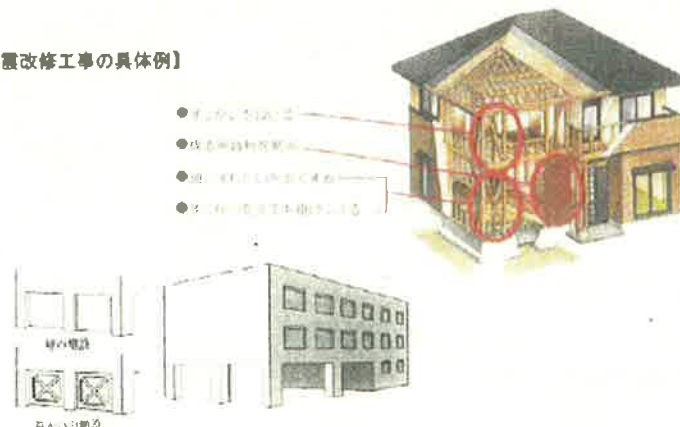
地震保険が被災にあった場合の生活の安定に寄与することを啓発します。

・住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する住宅性能評価書を取得すると、地震保険料の割引を受けることができ、評価された耐震性能の等級に応じ、10～30%の保険料割引を受けることができます。

・建物が耐震診断または耐震改修の結果、耐震性能を有することが確認できた場合や昭和56年6月以後に新築されたものである場合は、10%の保険料割引を受けることができます。

・加入を促進するための施策として、平成19年1月より「地震保険料控除制度」が創設され、所得税及び住民税の総所得金額等から控除できます。

【耐震改修工事の具体例】



(3) 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物は、災害時に学校は避難場所等として、病院は災害による負傷者の治療する場所として、庁舎では被害情報収集や災害対策等が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、公共建築物の耐震化を速やかに進める必要があります。

このことから、被災時の影響が大きい建築物である町所有特定建築物の耐震診断および耐震改修を速やかに行う必要があり、令和2年度までにすべて耐震化しています。

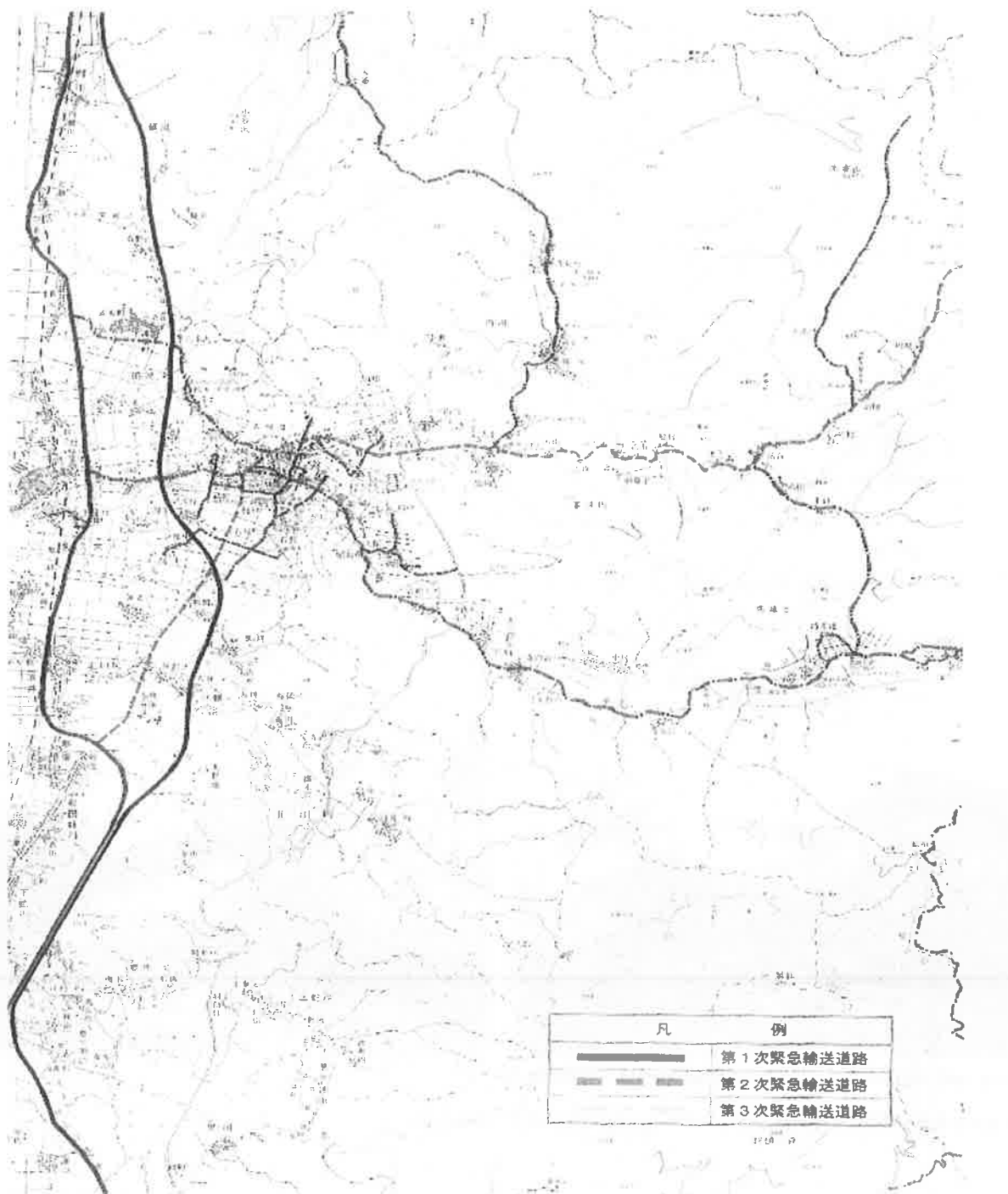
なお、町所有特定建築物以外の建築物についても、平常時の利用者の安全確保、ならびに災害時には避難、救護等の防災拠点施設といった用途等になりうることを考慮し、耐震診断の実施に努め、必要に応じて耐震改修等を実施するなどの耐震化を図ります。

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

建築物が地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行や多数の者の円滑な避難および避難者への緊急物資の輸送等の妨げとなることが考えられます。そのため、町防災計画で指定する、災害時における緊急輸送を確保するための道路(以下「緊急輸送道路」という。*)を、耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく「地震時に閉塞を防ぐべき道路」として、町促進計画の中で位置付けします。

※ 「緊急輸送道路(町単独)」も含む。

4-2 緊急輸送道路指定路線図



- ※ 町防災計画で指定する第一次緊急輸送道路は、災害時に拠点となる県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港と幹線道路施設（以下「第一次防災拠点施設」という）を連絡する道路であり、災害時における円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への救難物資の輸送等の観点から、特に重要な緊急輸送路として位置付けられています。
- ※ 第二次緊急輸送道路は、第一次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路として位置付けられています。
- ※ 第三次緊急輸送道路は、第1次及び第2次輸送道路と防災拠点を相互に連絡する道路として位置付けられています。
- ※ このほか、町が独自に定める「指定拠点（町独自）」を連絡する道路である「緊急輸送道路（町独自）」がある。

(5) 緊急輸送道路の沿道の建築物の耐震化について

前面道路の幅員に対し一定の高さを有する緊急輸送道路の沿道の建築物(図4-3)は、耐震改修促進法第6条第3項第2号に規定する通行障害特定建築物※(以下「地震時に閉塞を防ぐべき道路の沿道建築物」という。)として、耐震化の促進を図ります。

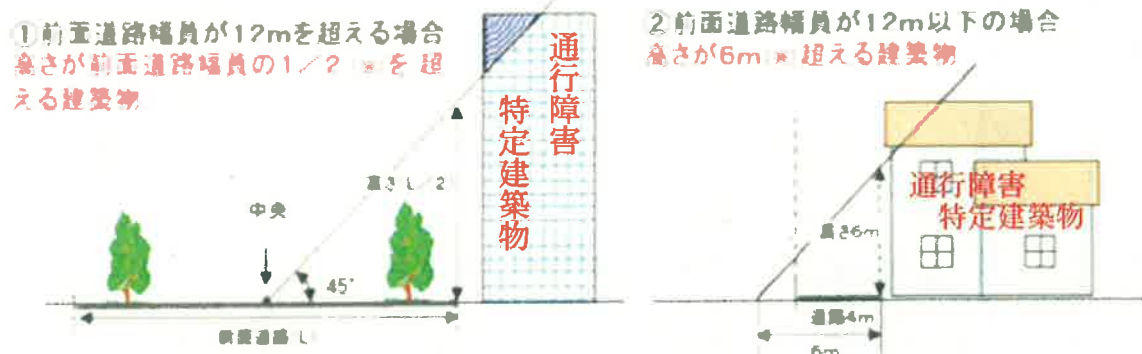


図4-3 前面道路の幅員に対し一定の高さを有する緊急輸送道路の沿道の建築物



平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震の道路閉塞状況

《吉嶺充俊氏 地震被害写真集（首都大学東京土質研究室 2001-2007）より》

※ この計画における「通行障害特定建築物」とは、耐震改修促進法第6条第3項第2号による建築物をいう。

5. 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

(1) 地震防災マップの作成・公表

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題・地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むためには、発生のおそれがある地震の概要と、地震による危険性の程度等を記載した地図(以下「地震防災マップ」という。)を作成・公表する必要がある。

町では、令和3年4月にこの地震防災マップを掲載した「五城目町防災マップ」を作成し、全戸配布します。

(2) 相談体制の整備および情報提供の充実

本町では、今後、木造住宅に関する耐震診断・耐震改修に関する相談窓口を設置し、建築関係者及び建築関係団体との連携を図り、気軽に相談しやすい環境整備並びにPRに努めます。

(3) 耐震診断および耐震改修の技術者の情報提供

住宅所有者が住宅の耐震診断・耐震改修を実施するには、技術的知見を有する建築士や建築事業者が身近にいることが、住宅の耐震化を実施する契機となり得ます。

秋田県では、建築関係団体と連携し、耐震診断・耐震改修技術者の育成・技術力向上のための講習会を開催し、受講した建築士や建築事業者の登録名簿を作成しています。

本町では、登録名簿を相談窓口やホームページで情報提供をすることで、住宅所有者が安心して耐震診断・耐震改修を行える体制を整備します。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅所有者が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっております。

当町では、「消費者が安心できる適切なリフォームの推進に向けた取り組み等について」を受けて、相談窓口を設置するとともに、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」の周知に努めます。

リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と併せて耐震改修を実施することで得られる費用面でのメリットなどの情報提供をより充実させます。

また、悪質なリフォーム工事詐欺被害者等の対策として、「消費生活出前口座」などの相談体制や情報提供を強化します。

(5) 家具等の転倒防止策の推進

阪神・淡路大震災における犠牲者の多くが家具の下敷きになるなど、自宅内での死傷していることから、安全な避難経路を確保するためにも、家具等を固定することは、非常に重要です。

町では、令和3年4月に全戸配布する「五城目町防災マップ」の中に掲載するとともに、自主防災組織や町内会等への出前講座等の機会を利用しPRに努めます。

(6) 町内会等との連携策・取り組み支援

個々の住宅の耐震化が進んでも、周辺の住宅の耐震化が遅れている場合は、地震発生時にその地域全体が被災すると考えられます。地域の人々が「生活の場はみんなで守る」という考え方が重要であり、町内会等での地震防災対策に取り組むことが重要です。地域での取り組みは、地震発生などいざというときに効果的であるばかりでなく、平時においても、地域における危険箇所の改善や地域全体での耐震化などの取り組み効果があります。

当町では、こうした取り組みが行われるよう啓発し、またその活動を積極的に支援する自主防災組織の結成に努めます。また、積雪期の地震対策の取り組みとして、自主防災組織や小学校と連携して冬期の避難訓練を実施します。

6. その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 建築関係団体との連携

建築関係団体等との連携を図り、情報交換を行いながら住宅・建築物の耐震化を促進、計画目標の達成を目指します。

(2) その他

① 応急危険度判定士の受け入れ環境の整備

地震により建築物および宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要になった場合は、判定実施本部等を設置し、不足する応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等の必要な措置を講じます。

② 積雪期における迅速な災害対策の立上げ方策の検討

本町では、積雪期に道路除排雪について、各関係機関との連携がとられておることから、これを地震発生時に有効活用することについて検討します。

また、本町促進計画を実施するにあたり必要な事項は、別途定めます。

参考文献

吉 嶺 充 俊 地 震 被 害 写 真 集

<http://geot.civil.metro-u.ac.jp/archives/eq/index-j.html>

首都大学東京 土質研究室 2001-2007

〒018-1792 五城目町西磯ノ目一丁目1-1

五 城 目 町 建 設 課

電 話 018-852-5252

FAX 018-852-5368

E-mail : kensetu@town.gojome.akita.jp